

福 島 市 議 会 議 長	萩 原 太 郎	様
福 島 市 長	木 幡 浩	様
福島市教育委員会教育長	佐 藤 秀 美	様

福島市監査委員	佐 藤 博 美
同	佐 藤 成
同	尾 形 武
同	丹 治 誠
(公 印 省 略)	

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

蓬萊支所、清水支所、吉井田支所、立子山支所

2 対象期間

令和6年4月から令和6年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から1施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該支所

2 日程

令和6年10月4日から令和7年2月26日まで
(うち施設実査 令和6年11月7日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

蓬萊学習センター、清水学習センター、吉井田学習センター

2 対象期間

令和6年4月から令和6年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から1施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該学習センター

2 日程

令和6年10月4日から令和7年2月26日まで
(うち施設実査 令和6年11月7日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

ただし、以下の内容については、必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

収入事務関係（現金取扱事務関係・払い込み関係）

- ・雑入（学習センター印刷代）において、計算誤りにより過大に徴収していたものがあつた。

（吉井田学習センター）

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

鎌田小学校、月輪小学校、瀬上小学校、余目小学校、矢野目小学校、大笹生小学校、笹谷小学校、飯坂小学校、平野小学校、湯野小学校、信陵中学校、北信中学校、大鳥中学校、平野中学校、西根中学校

2 対象期間

令和6年4月から令和6年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から5施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該学校

2 日程

令和6年10月2日から令和7年2月26日まで
(うち施設実査 令和6年11月6日・7日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象出先機関

笹谷幼稚園、いいざか幼稚園、渡利保育所、笹谷保育所、余目保育所

2 対象期間

令和6年4月から令和6年8月までの執行業務

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等を主眼とした。

第5 監査の主な実施内容

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設管理状況の確認を実施した。

なお、施設管理状況については、全施設から1施設を抽出し、施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び当該幼稚園・保育所等

2 日程

令和6年10月2日から令和7年2月26日まで
(うち施設実査 令和6年11月7日)

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りでは、おおむね法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるように行われ、その組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。